

米英両国報復攻撃開始に伴う傷害保険（海外旅行傷害保険）の取扱について

日本時間 10 月 8 日未明に開始されました米英両国の報復攻撃に伴い、傷害保険（海外旅行傷害保険）戦争危険免責に係る取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

日本時間10月8日未明に行われた米英両国の空爆は傷害保険（海外旅行傷害保険）普通保険約款で免責となっている「戦争・外国の武力行使など」に該当します。

本事態に陥ったことにより、今後想定されるケースにつき戦争危険免責の考え方は以下のとおりです。

（１）米英両国の空爆報復攻撃を受け、ビンラディン氏及びその同胞やアフガニスタン（タリバン）が、「報復を目的としたテロ行為」を米国等（戦闘参加もしくは軍隊派遣国）で行ったことに起因して発生した損害(傷害)については、戦争危険免責に該当します。

（２）上記（１）に関連し、次の航空機が飛行中に被った「報復を目的としたテロ行為」に起因して発生した損害（傷害）についても戦争危険免責に該当します。

米国等（戦闘参加もしくは軍隊派遣国）を離発着した航空機である場合

米国等（戦闘参加もしくは軍隊派遣国）に本社のある航空会社の航空機である場合

（３）上記米国等（戦闘参加もしくは軍隊派遣国）以外の国に対する「報復を目的としたテロ行為」に起因して発生した損害(傷害)については、「報復を目的としたテロ行為」と判断される場合は、戦争危険免責に該当します。（「報復を目的としたテロ行為」以外の事故について個別に判断します。）

（４）本解釈は、米英両国の空爆以降適用するものであり、9月11日発生のも米国同時多発テロ事件について遡及して適用されるものではありません。

なお、詳しいお問い合わせにつきましては、当社または当社代理店までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

以 上